

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	16	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の成立により、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）が改正され、新たに創設された複数事業労働者傷病年金（第20条の8）、複数事業労働者障害年金（第20条の5）及び複数事業労働者遺族年金（第20条の6）（以下「複数事業労働者傷病年金等」という。）を受ける者 ・ 特例措置の内容 複数事業労働者傷病年金等を受ける者が有する350万円以下の預貯金等に係る利子取得等について、個人住民税の非課税措置を適用するもの。		
関係条文	労災法第20条の5、第20条の6及び第20条の8		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る」とされており、今般、複数事業労働者に係る労災法の見直しが行われた。 現行制度上、業務災害及び通勤災害に係る傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については、所得令第31条の2第4号において、非課税措置が講じられている。このため、新たに創設した複数事業労働者傷病年金等についても同様に非課税措置を講じる必要がある。 （2）施策の必要性 現行制度上、障害者等に対する支援の観点から、障害者の有する預貯金等に係る利子取得等について、非課税措置が講じられており、労災法に規定する傷病（補償）年金等を受ける者についても、その措置の対象となっている。このため、新たに創設する複数事業労働者傷病年金等を受ける者も同様に、その措置の対象とすることが必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		
ページ		16 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標３：労働災害に被災した労働者等に対し必要は保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標３－３－１：被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
	政策の達成目標	複数業務要因災害による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護を図るために、必要な労災保険給付を行うことを通じて、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	既存の障害者等に係る労災法に基づく傷病（補償）年金、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金については、非課税措置が適用されており、今般新たに創設された複数業務要因災害傷病年金等についても、他の保険給付と同様の取扱いとすることが適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	労災保険給付に係る非課税については、制度の見直しに合わせて令和２年度に非課税措置の税制改正要望を行った。